

厚生年金被保険者資格

取得
届
喪失

共済組合加入者用

【ご注意ください】共済組合に加入されている方は、平成27年10月1日より厚生年金被保険者となり、農林年金に届出が必要となります。

基礎年金番号				年金証書番号				提出日 平成 年 月 日				
—												
氏名	(フリガナ)				性別				生年月日			
	①				男・女				昭和 年 月 日			
住所	〒				都 道 市 区				府 県 町 村			
	—				電話				番号			

どちらか該当する番号に○印をしてください

1. 被保険者資格取得				2. 被保険者資格喪失			
被保険者資格を取得した年月日				被保険者資格を喪失した年月日			
平成 年 月 日				平成 年 月 日			
共済組合名 1. 国家公務員共済 2. 地方公務員共済 3. 私立学校共済				共済組合名 1. 国家公務員共済 2. 地方公務員共済 3. 私立学校共済			
勤務先名称 ----- 所在地 ----- ----- 電話番号				勤務先名称 ----- 所在地 ----- ----- 電話番号			
【資格を取得した場合の添付書類】 不要				【資格を喪失された場合の添付書類】 「年金加入期間確認通知書」のコピー (資格喪失日が記録されたもの)			

＜ 提出上の注意 ＞

特例老齢農林年金等を受けた方が厚生年金(共済組合)に加入した場合は、当該加入期間分の特例年金は全額支給停止になります。連絡の遅れにより当該加入期間に特例年金が支給された場合は支給された特例年金額を返還していただきます。

特例老齢農林一時金等を受けられた場合は当該加入期間分の特例年金に相当する一時金額を返還していただきます。

1. 届出が必要な方

- ① 特例老齢農林年金等の受給者で、共済組合に加入することにより厚生年金保険の被保険者資格を取得した方、または被保険者資格を喪失した方
- ② 特例老齢農林一時金等を受けた後、共済組合に加入することにより厚生年金保険の被保険者資格を取得した方、または被保険者資格を喪失した方

2. 記入上の注意

- (1) 被保険者資格を取得された場合
厚生年金保険の被保険者資格を取得された年月日を記入してください。
- (2) 被保険者資格を喪失された場合
厚生年金保険の被保険者資格を喪失された年月日(退職等年月日の翌日)を記入してください。
- (3) 資格喪失後に再び厚生年金の被保険者となることが明らかな場合
厚生年金保険の被保険者資格を再取得された年月日を記入してください。
- (4) 共済組合名
「取得」、「喪失」のいずれの場合も、該当する共済組合に○をしてください。
- (5) 勤務先の名称等
「取得」、「喪失」のいずれの場合も、勤務先の名称等を記入してください。

3. 添付書類

- (1) 被保険者資格を取得された場合— 不要
- (2) 被保険者資格を喪失された場合— 「年金加入期間確認通知書」のコピー

この書類の提出先	〒101-8511 東京都千代田区内神田1-1-12 農林漁業団体職員共済組合 年金業務部 年金支給課 TEL 03-3219-3127
----------	--